

消費生活センターだより

転売チケットのトラブル！

欲しかったチケットをオークションサイトやチケット転売サイトで探してみたら、定価の何倍もの価格で出品されていた。皆さんはそんな経験をしたことはありませんか。

人気のチケットを手にするチャンスが増えるともいえますが、一方で、転売チケットにはさまざまな問題があり、チケットの購入後にトラブルに巻き込まれる事案が全国の消費生活センターに寄せられています。

ここでは、転売チケットに関するトラブルについてご紹介します。

最近の動向（チケット不正転売禁止法）

今年の6月に、通称「チケット不正転売禁止法」がスタートしました。この法律は、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨が明示してある座席指定等がされたチケットの不正転売等を禁止するものです。

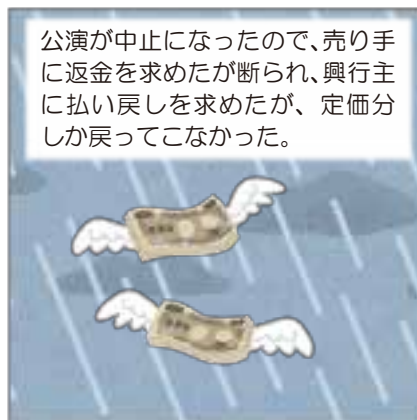
※不正転売・・・興行主に事前の同意を得ずに、反復継続の意思をもって、定価(販売価格)を超える価格でチケットの転売をすること。



転売チケットに関するトラブルの事例

転売チケットに関するトラブルはどのようなものがあるのでしょうか。

全国の消費生活センターに寄せられた相談のうち、主なものをご紹介します。



転売チケット購入時の注意点

公式サイト(正規のリセールサイトを含む)を利用しましょう

- 1 興行主が転売チケットの利用を禁止している場合があります。転売チケットを購入するときは、公式サイトなどで興行主のチケットの規約を確認しましょう。
- 2 正規のリセールサイトであれば、興行主に転売の同意を事前に得ているため、チケットが利用できないということはありません。また、チケットを定価で購入することができ、払い戻しなどの補償もきちんと受けられます。

公式サイトに似た海外の転売サイトに注意しましょう

公式サイトと間違えて、海外のチケット転売サイトから購入してしまうケースもあります。海外のサイトはトラブルになったときの交渉が難しい場合がありますので、十分確認してから購入しましょう。

2022年4月1日から成年年齢は18歳になります

民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。
成年年齢の引き下げにより、今後、若者の消費者トラブルの増加が懸念されます。
ここでは、成人になった若者の消費者トラブルについてご紹介します。

成人になった若者の消費者トラブル

全国の消費生活センターに寄せられる消費生活相談をみると、未成年者（18～19歳）の相談件数に比べ、成人になった若者（20～22歳）の相談件数は大きく増えています。

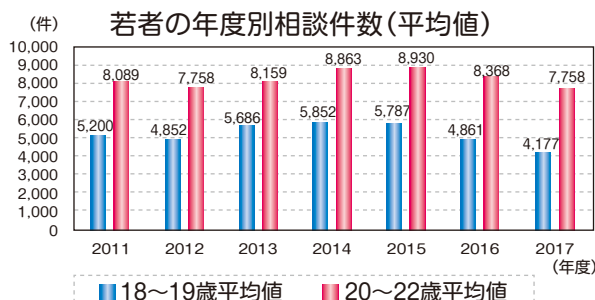
この理由の一つとして、未成年者の契約には、原則、親権者の同意が必要となるのに対し、成人になると、親権者の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになることが挙げられます。

未成年者の契約には親権者の同意が必要

お小遣いの範囲内の契約などを除き、
同意のない契約は取り消すことができます



成人になると消費生活相談件数が急増



※(独)国民生活センター(2018年11月30日までのPIO-NET登録分を基に作成)

相談事例からみる若者の特徴

若者から寄せられる消費生活相談をみると、次のような特徴が挙げられます。

1 知識・経験不足 (トラブルの可能性を考えず、契約内容をよく確認しないケース)

インターネットで見つけたエステサロンに行き、契約内容や利用規約をよく見ずにサービスを契約した。
その後、自分の思っていたような効果がなかったので中途解約しようとしたら高額な施術代金等を請求された。



2 うまい話に弱い (甘い言葉をうのみにし、楽に稼げると信じてしまうケース)

SNSで知り合った人から仮想通貨の投資を勧められたので契約したが、全くもうからなかった。



3 断れない (きっぱり断れず、あいまいな態度で業者に付け込まれるケース)

業者からの勧誘に「お金がない」と答えたが、「分割払いなら負担が少ない」とクレジット契約を勧められ、高額な商品を契約してしまった。



消費生活センターに相談しましょう

若者の消費生活相談の中には、成人になったばかりの社会経験が乏しい若者を狙った悪質商法によるものもあります。消費者トラブルに巻き込まれた場合は、鈴鹿亀山消費生活センターに相談してください。

また、当センターでは、皆さまが消費者トラブルに巻き込まれないよう、地域に出向いた出前講座を実施しています。学校の授業やPTA、自治会の集まりなどでぜひご活用ください。

～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住所：鈴鹿市算所一丁目3番3号 鈴鹿農協平田駅前支店2階

TEL:059-375-7611 FAX:059-370-2900

【平日 午前9時～午後4時まで(祝日・年末年始を除く)】

◎土・日・祝日(年末年始を除く)は「消費者ホットライン」188番へ

<発行元> 鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿亀山消費生活センター